

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認静岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 12件

国民年金関係 5件

厚生年金関係 7件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における申立期間に係る資格喪失日（昭和53年9月21日）及び資格取得日（昭和53年12月21日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年9月21日から同年12月21日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。A事業所には昭和52年3月から54年9月まで継続して勤務しており、途中で3か月間ぐらい親会社のC事業所に出向していたことがあったが、給与はA事業所から支払われ厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A事業所において昭和52年3月22日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、53年9月21日に資格を喪失後、同年12月21日に当該事業所において再度、資格を取得しており、同年9月から同年11月までの申立期間の被保険者記録が無いことが確認できる。

しかし、B事業所は、「申立人は入社から退職まで継続して勤務していた。申立人を含めた3人が、C事業所に在籍出向したことがあったが、給与は当社が支払っており、厚生年金保険の加入をやめるようなことは無い。」と回答している。

また、申立人と同じ業務に従事していた複数の元同僚は、「申立人は入社から退職まで継続して勤務しており、途中で退職したようなことは無かった。」

と証言しており、B事業所が申立人と一緒にC事業所に出向したとして氏名を挙げた者を含む当該複数の元同僚は、オンライン記録によれば、申立期間においてA事業所で厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

さらに、雇用保険の加入記録によれば、申立人は、昭和52年3月22日から54年9月20日まで継続して被保険者となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間もA事業所に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和53年9月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和51年2月2日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間②について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を昭和53年1月は11万8,000円、同年2月は12万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間③について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和53年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年2月2日から同年7月1日まで  
② 昭和53年1月1日から同年3月1日まで  
③ 昭和53年3月30日から同年4月1日まで

社会保険庁（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び③について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得たが、A事業所に勤務していたことは確かであるので、申立期間①及び③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②に係る標準報酬月額は、給料支払明細書の支給額に見合う標準報酬月額に比べて低額であるので、当該支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「自分は前職を昭和 51 年 1 月 31 日に退職し、同年 2 月 1 日にA事業所の事業主の妻が経営していたアパートへ引っ越し、同年 2 月 2 日から勤務した。自分の祖母が同年\*月\*日に亡くなったとき、事業主の妻及び同僚 3 人から香典をいただいた。」と述べており、申立人が提出した雇用保険被保険者離職票から、申立人の前職の離職年月日は、昭和 51 年 1 月 31 日であることが確認でき、戸籍の附票から、申立人は、同年 2 月 1 日にA事業所があったとするB市C町に住所を定めていることが確認できる上、申立人が提出した祖母に係る香典等を記録した資料から、当該祖母は同年\*月\*日に亡くなり、当該事業所と考えられる名称及び上述の同僚 3 人の名字の記帳が確認できるため、申立人は同年 2 月 2 日から当該事業所に勤務していたと推認できる。

また、オンライン記録から、申立期間①にA事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる元同僚は、「申立人と自分はA事業所で受付業務をしていた。申立人は、結婚のため退職することとなっていた同僚の後任者として、昭和 51 年 2 月に入社し、継続して勤務していた。」と証言している。

さらに、上述の元同僚は、「自分が入社した時期と厚生年金保険被保険者資格の取得日は同じだと思う。」と証言しており、申立期間より後にA事業所で社会保険事務をしていたことがあるという元同僚は、「当時の社会保険事務担当者は、受付でも入社時に厚生年金保険に加入させていたと思う。申立人のように5か月間も厚生年金保険の加入を遅らせるのは考えられない。当時の同僚が、申立人は昭和 51 年 2 月に入社したとしているのであれば、当該社会保険事務担当者は、入社時である同年 2 月から厚生年金保険料を申立人の給与から控除していた可能性がある。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①においてA事業所に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和 51 年 7 月の社会保険事務所（当時）の記録から、9 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人が提出した昭和 53 年 1 月及び同年 2 月の給料支払明細書から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（昭和 53 年 1 月は 11 万 8,000 円、同年 2 月は 12 万 6,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③について、申立人が提出した昭和 53 年 3 月の給料支払明細書、申立人の後任者だったとする同僚の証言などから判断すると、申立人は、A 事業所に同年 3 月 31 日まで継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、昭和 53 年 3 月の給料支払明細書の厚生年金保険料控除額から、12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

## 静岡厚生年金 事案 1357

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和54年10月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年8月は9万2,000円、同年9月は10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月13日から同年10月13日まで  
社会保険事務所(当時)に年金記録の照会をしたところ、申立期間について被保険者記録の確認ができなかった。

申立期間については、A事業所に継続勤務していることから、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所(現B事業所)から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳より、申立人がA事業所を昭和54年10月12日に退職し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の保険料控除額から昭和54年8月は9万2,000円、同年9月は10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が資格喪失日を誤って記録したとは考え難いことから、事業主は、当該社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納

付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和54年4月2日に、資格喪失日に係る記録を56年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を54年4月から55年8月までは12万6,000円、同年9月は14万2,000円、同年10月は12万6,000円、同年11月は13万4,000円、同年12月から56年4月までは14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月2日から56年5月21日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

A事業所に勤務していたことは事実なので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚等の証言及び雇用保険の加入記録から、申立期間について、申立人がA事業所に勤務していたことが認められる。

また、昭和54年12月から56年5月までの期間については、申立人が提出した給与明細書及び源泉徴収票によれば、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、54年4月から同年11月までの期間については、i) 申立人は、「入社日から退職日まで、1日8時間、週5日以上勤務で、在職中の給与は、ずっと同じくらいの額だった。」と証言しているところ、元上司も「申立人は入社から退職するまで、1日8時間、週6、7日の勤務をしていた。」と証言をしており、申立人の給与から厚生年金保険料の控除が確

認できる 54 年 12 月から 56 年 5 月までの期間における勤務条件及び職種と同一であったことがうかがえること、ii) B 事業所 (A 事業所が名称変更) は、「申立期間当時の資料は残っていないが、申立人の場合は、申立期間の一部の期間についての給与明細書及び源泉徴収票を所持しており、これらの書類を所持していない期間についても雇用保険の加入記録から在籍が確認できる上、申立期間当時、A 事業所では社会保険事務に関し、不適切な事務処理があったことを承知している。」と回答していることから、当該期間についても申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていることが推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、源泉徴収票、給与明細書の保険料控除額、申立人及び元上司の証言から、昭和 54 年 4 月から 55 年 8 月までは 12 万 6,000 円、同年 9 月は 14 万 2,000 円、同年 10 月は 12 万 6,000 円、同年 11 月は 13 万 4,000 円、同年 12 月から 56 年 4 月までは 14 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い上、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後報酬月額算定基礎届や資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 54 年 4 月から 56 年 4 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主は、申立人が昭和35年9月30日に船員保険被保険者の資格を取得し、同年11月19日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の船員保険被保険者の資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万6,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、事業主は、申立人が昭和35年11月20日に船員保険被保険者の資格を取得し、39年1月30日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の船員保険被保険者の資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和35年11月及び同年12月は1万6,000円、36年1月から同年8月までは1万4,000円、同年9月から38年1月までは1万8,000円、同年2月から同年12月までは2万4,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年9月30日から同年11月19日まで  
② 昭和35年11月20日から39年1月30日まで

社会保険事務所に船員保険の加入記録について照会したところ、申立期間について船員保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。申立期間に、船舶所有者A及び船舶所有者Bの漁船に乗船していたことは確かなので、申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、船舶所有者A及び船舶所有者Bの船員保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名であり、生年月日のうち年月が申立人と同じである未統合記録が発見され、当該記録では、船舶所有者Aにおいて、被保険者資格取得日が昭和35年9月30日、喪失日が同年11月19日と記載され、

船舶所有者Bにおいて、被保険者資格取得日が35年11月20日、喪失日が39年1月30日と記載されていることが確認できる。

また、申立期間当時の複数の同僚は、「申立人は、申立期間①及び②に、船舶所有者A及び船舶所有者Bの漁船に乗船していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、当該記録は申立人に係るものであると推認でき、船舶所有者Aの事業主は、申立人が同事業所において昭和35年9月30日に被保険者資格を取得し、同年11月19日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行い、船舶所有者Bの事業主は、申立人が同事業所において35年11月20日に被保険者資格を取得し、39年1月30日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、船舶所有者Aの船員保険被保険者名簿の記録から、昭和35年9月及び同年10月は1万6,000円、船舶所有者Bの船員保険被保険者名簿の記録から、同年11月及び同年12月は1万6,000円、36年1月から同年8月までは1万4,000円、同年9月から38年1月までは1万8,000円、同年2月から同年12月までは2万4,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和46年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月31日から46年1月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険加入期間を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得たが、昭和45年8月1日に入社してから47年4月1日までA事業所に継続勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の証言から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し(昭和46年1月1日にA事業所からA事業所の機械部門に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における昭和45年11月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを45年12月31日と誤って記載したとは考え難いことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年12月から3年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月から3年2月まで

私は、申立期間に2度の住所変更をしたため、その都度、市町村役場で住所の変更届など諸手続をする必要があったが、職員の指示どおりすべて行っており、納付すべきものは順番に済ませているはずなので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に2度の住所変更を行っており、その都度、関係する市役所及び町役場で、職員の指示に従い、諸手続をすべて行ったので、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付も行ったはずであると述べているが、申立人が所持する年金手帳には、申立人が主張するように手続を励行していれば記載されているべき申立期間に係る国民年金の加入記録や住所の変更を示す記録が記載されていない上、申立人に対して、申立期間当時、国民年金手帳記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人は申立期間について国民年金の加入手続を行ったとは考え難く、未加入であったため、保険料の納付を求められることも無かったと考えられる。

また、申立人は、市役所及び町役場での諸手続として実際に何の手続を行い、何の支払いをしたのかについても具体的な記憶は無く、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付が行われたことをうかがい知ることも困難である。

さらに、申立人が申立期間当時居住していた市及び現在居住する市の国民年金被保険者名簿でも申立期間は未加入期間とされており、オンライン記録との齟齬も無い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡国民年金 事案 1258

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 3 月から 59 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月から 59 年 5 月まで

私<sup>1</sup>が会社を退職した後、母親が私の国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれたと聞いているため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を申立人の母親が行ったはずであると述べているところ、それらを行ったとする申立人の母親は、申立期間は申立人が住民票を実家の住所地に置いたまま他市に居住していた期間であるので、おそらく自分が手続きをしたのではないかと述べるのみで、申立期間の保険料の納付額や納付場所等の記憶は無く、申立人の母親の証言から、その母親が申立人の申立期間の保険料を納付したことをうかがい知ることはできない。

また、申立人の居住する市の国民年金被保険者名簿でも、申立期間の保険料は未納とされており、オンライン記録との齟齬<sup>2</sup>は無い。

さらに、申立人の母親が申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年9月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月から8年3月まで

私は、独立開業当時、健康と老後の生活のためには国民健康保険と国民年金は欠かすことのできない支えと考え加入しており、国民年金保険料は年4期に分かれた納付書で1期ずつ納付期限内に納めていた事を覚えている。保険料の支払いは現金出納帳きちょうめんに几帳面に付けてもいたので、納め忘れるはずはなく、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、独立開業と同時に国民健康保険と国民年金に加入していたと述べているところ、申立期間に係る健康保険については、地方自治体が運営する国民健康保険ではなく、平成4年9月に国民健康保険組合の組合員となったことが確認できるが、国民年金については、オンライン記録上、i) 8年3月21日に、この当時、申立人が居住した市において申立人の申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得に係る処理が行われたことを社会保険事務所(当時)から同市に確認したことが記録されていること、ii) 同年同月28日に昭和63年6月の被保険者資格を追加する処理が行われていることから、申立人は、平成8年3月ごろ国民年金加入手続を行い、申立期間についてさかのぼって被保険者資格を取得したものと推認される。このため、同加入手続を行うまで申立人は国民年金には未加入であったことになり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は、申立期間の保険料を年4期に分かれた冊子状の納付書により1期分ずつ納付期限内に納付していたと述べているが、当該市では、年4期での納付は昭和57年度までであり、58年度から毎月納付に改めていることから、申立人の主張する納付方法は、申立期間当時の状況とは一致しな

い。

さらに、申立人は、自分は保険料を未納にするような性格ではなく、その母親及び元妻からも自分の人柄を聞いてほしいと述べているところ、その母親及び元妻からは、申立人がまじめな人柄であり、申立期間の保険料をしっかりと納付していたに違いないとの証言は得られたものの、申立期間の保険料を納付していたことが推認できるような具体的な記憶に基づく証言は得られない上、申立人自身からも申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付についての具体的な記憶に基づく証言は得られないことから、申立期間当時、申立人が保険料を納付していたことをうかがい知ることは困難である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 4 月から 13 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月から 13 年 3 月まで  
私は、平成 11 年 3 月に退職し、失業に伴う免除申請を行ったはずであるのに、申立期間の保険料が免除されていないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、失業したため、申立期間に係る国民年金保険料の免除申請をしたと述べている一方で、同申請を行った場所などの記憶がはっきりしないとしているほか、国民年金には退職すると自動的に加入するものであると思っていたと述べており、申立期間に係る国民年金の加入手続を行った記憶も無いなど、申立人の主張から、申立人が申立期間について国民年金の加入手続を行い、保険料の免除申請をしたことをうかがい知ることができない。

また、申立人が申立期間当時居住していた 2 市には、いずれも申立人の国民年金加入記録は無く未加入とされており、オンライン記録との齟齬も無い。

さらに、申立人は、平成 20 年 3 月 31 日に国民年金第 3 号被保険者となるまで国民年金には未加入とされており、申立期間中の 13 年 2 月ごろ、国民年金未加入者への適用勧奨状が作成された記録が確認できることからみても、申立人は申立期間には国民年金に加入しておらず免除申請も行い得なかったと考えられる。

加えて、申立人に対して別の基礎年金番号が付番された形跡も無い上、申立期間の保険料が免除されていたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 2 月から 56 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月から 56 年 8 月まで

私は、母から、母が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を毎月納付してくれていたと聞いており、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が昭和 45 年 2 月ごろ、申立人の国民年金の加入手続を区役所で行ったと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、60 年 9 月に夫婦連番で払い出されており、申立人に対して別の同記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、このころ加入手続を行い、20 歳到達時にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したものとみられる。このことから、申立人は申立期間当時、国民年金には未加入であったことになり、申立人が主張するように保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は、上記国民年金手帳記号番号の払出日（昭和 60 年 9 月）の時点で、時効到達前で納付が可能であった昭和 58 年 7 月から 60 年 7 月分までの保険料を、遅くとも同年 10 月までにさかのぼって納付したものとみられるが、申立期間の保険料は、既に時効のため納付することができない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとするその母からは、加入手続時期、当時の保険料の納付額等の具体的な状況は知らされておらず、その母からも直接当時の状況を確認することが難しいため、申立人の母が申立期間の保険料を納付したことを推認することは困難である。

加えて、申立人の母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付

したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 10 月 1 日から 50 年 3 月 20 日まで  
(A事業所)  
② 昭和 52 年 9 月 26 日から 53 年 4 月 26 日まで  
(B事業所)  
③ 昭和 54 年 2 月 1 日から同年 10 月 26 日まで  
(C事業所)

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、A事業所、B事業所及びC事業所では、給与から厚生年金保険料が引かれていた記憶があるので、それぞれの申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、D厚生年金基金から提出された加入員台帳では、A事業所への入社日及び同基金への加入日がオンライン記録における厚生年金保険の資格取得日と同日の昭和 50 年 3 月 20 日であることが確認できる。

また、A事業所の現在の事業主は、「中学生を正社員として雇用していたとは考え難く、仮に働いていたとしてもアルバイトとして雇用して、厚生年金保険には加入していなかったと考える。」と回答している。

さらに、申立期間①当時、A事業所に勤務していた元従業員は、「申立人の記憶は無く、中学生が働いていたという記憶も無い。」と証言している。

申立期間②について、申立人のB事業所における雇用保険の被保険者記録では、昭和 53 年 4 月 26 日に被保険者資格を取得していることが確認でき、厚生年金保険の資格取得日と一致している。

また、B事業所の事業主は、「申立人は、申立期間②当時は、見習い期間ということもあったが、親子で商売をしており、終日、当社の仕事をしていただけではなかったため、臨時工として雇っており、厚生年金保険に加入しておらず、保険料の控除もしていなかった。」と回答している。

さらに、複数の従業員は、「見習い期間があった。」、「若い臨時社員がいた記憶がある。」と証言している。

申立期間③について、申立人のC事業所における雇用保険の被保険者記録では、昭和54年10月26日に被保険者資格を取得していることが確認でき、厚生年金保険の資格取得日と一致している。

また、C事業所の元事業主は、「当時、C事業所では見習い期間があり、様子見の必要があったので、最初は正社員としていなかった。見習い期間中は厚生年金保険には加入させていなかったし、保険料の控除もしていなかった。」と回答している。

さらに、C事業所の元役員は、「申立人をよく覚えており、入社当初は正社員ではなかったため、厚生年金保険には入っていなかった。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月から 47 年 7 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。しかし、A事業所には昭和 46 年 5 月から勤務しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚及び元事業主の証言により、申立人は申立期間にA事業所で勤務していたことはうかがえる。

しかし、元事業主は、「申立人は、B業務の職人ではなかったため、勤務当初は、アルバイトで、正社員として採用はしていないと思う。また、勤務態度などの様子を見て厚生年金保険に加入させたと思う。厚生年金保険に加入していなければ保険料は控除していない。」と回答している。

また、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚（現在の役員）は、「申立人は、入社と同時に厚生年金保険に加入しておらず、途中から加入したと記憶している。また、当初はアルバイトとして採用し、勤務態度などを見て正社員となるので、申立人は、正社員になったときに厚生年金保険に加入したと思う。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月 14 日から同年 11 月 15 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。A事業所B工場に、昭和 57 年 7 月 14 日から勤務していることは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な記憶及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間においてA事業所B工場に勤務していたことは確認できる。

しかし、E事業所（A事業所が名称変更）B工場の現在の担当者は、「申立期間当時、入社当初から雇用保険は加入させるが、試用期間のような制度があつて、厚生年金保険はすぐに加入させていなかった。被保険者でない期間については、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

また、申立期間当時、A事業所B工場に勤務していたとする複数の者は、「最初の数月間は、厚生年金保険に加入していなかった。」と述べていることから、当該事業所では、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、A事業所C工場（申立期間当時、B工場は厚生年金保険の適用事業所となる前であったため、C工場として厚生年金保険に加入していた。）に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人は、昭和 58 年 11 月 15 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、当該被保険者資格取得日の記録は、当該事業所が加入するD厚生年金基金の記録並びに申立人及びE事業所B工場が保管する厚生年金基金加入員証に記載されている加入員資格取得年月日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月19日から30年2月1日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。申立期間もA事業所を退社することなく継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間について、A事業所B工場から近くにあった同工場の作業場に異動したと主張しているが、申立期間当時にA事業所B工場において厚生年金保険の被保険者として確認できる複数の元従業員から聴取したところ、「事業所は1か所だけで、作業場はなかった。」と証言している。

また、申立人は申立期間中の給与について、C事業所から支給されていたと記憶していることから、C事業所に照会したところ、「A事業所B工場との取引はなかった。また、その会社の従業員への給与支給があったことは考えられない。」と回答している。

さらに、申立人が名前を記憶している同僚や上述したA事業所B工場の複数の元従業員から聴取したところ、申立人のことを記憶していないと回答していることから、申立人の申立期間における在籍及び勤務状況についての証言を得ることはできなかった。

加えて、申立人が一緒に異動した同僚として名前をあげた者も、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録の確認ができない上、当該同僚についてA事業所B工場の複数の元従業員は、「当該同僚は途中でA事業所を退職し、独立した。」と証言しており、当該同僚は申立人より前にA事業所B工場において厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

なお、A事業所B工場は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、工場長及び事務担当者と思われる者も既に死亡しており、A事業所の本社に照会したところ、申立期間当時の給与、人事関係書類は残されていないと回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月 24 日から 49 年 4 月 1 日まで  
年金事務所に厚生年金保険被保険者照会を行ったところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない旨の回答を得た。  
給与明細等はないが、A事業所には確かにBとして勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間にA事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によれば、A事業所は申立期間前の昭和 48 年 8 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、A事業所の厚生年金保険の被保険者であった複数の者が、同事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなる前後の昭和 48 年 8 月または同年 9 月にA事業所本社において、被保険者資格を取得していることが確認できることから、同事業所本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、上述のA事業所本社において、被保険者資格を取得した者のうち、連絡が取れた者から聴取したものの、申立人の申立期間当時のA事業所での勤務状況、厚生年金保険料の控除について証言を得ることはできなかった。

さらに、A事業所本社の人事担当者に照会したところ、「申立期間当時の事務担当者は死亡しており、人事関係資料の保存も無いため、申立人に係る厚生年金保険の適用、保険料控除について確認することができない。」と回答している。

なお、申立期間のうちの一部の期間において、申立人は国民年金に強制加入し、保険料を定額納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月 1 日から 63 年 1 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）に申立期間について厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないとの回答を得た。  
申立期間は、A事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び事務責任者の勤務期間についての詳細な証言から、申立人は、申立期間においてA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録から、A事業所は、昭和 62 年 7 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっていることが確認できる。

また、申立期間当時の給与担当者は、「昭和 62 年 7 月 1 日に新規適用事業所になっても、全員が厚生年金保険に加入していたわけではない。厚生年金保険に加入していない者の給与から保険料を控除することはない。」と証言している。

さらに、オンライン記録によると、申立人が同僚と挙げた者に、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録を確認できない者が、複数見受けられる。

加えて、元事業主は、「厚生年金保険の適用事業所となる前から、正社員は、雇用保険に加入していた。適用事業所となった後に正社員となった者は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険にセットで加入した。」と回答しているが、申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年5月1日から30年2月21日まで  
② 昭和30年2月21日から33年5月1日まで  
③ 昭和33年5月1日から35年5月17日まで

社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとの回答であったが、受給した記憶が無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後合わせて6ページに記載されている女性において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和35年5月17日の前後約2年以内に資格を喪失したことが確認できる被保険者期間を2年以上有する者8名のうち、資格喪失日と同日に同一事業所の別支店で厚生年金保険に加入していた5名を除く3名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、3名全員に支給記録が確認でき、そのうち2名について資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間③に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和35年11月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなく、申立人から聴取して

も受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。